

福祉用具の貸与について

1. 軽度者の福祉用具貸与について

- ◆以下の福祉用具については、要介護1、要支援1・2の方は原則として貸与できませんが、直近の要介護認定調査データにおいて、平成12年第23号告示第19号のイで定める状態象に該当する者については、介護保険での算定が可能です。

(1) 認定調査項目による要否判断

※波線以外の項目は、原則として、直近の認定調査結果で要否を判断します。

福祉用具の種類	第23号告示第19号のイに該当する状態象	要介護認定調査結果
ア) 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) <u>日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者(※(2)車いす及び車いす付属品についての要否判断についてを参照のこと)</u>	基本調査1-7<歩行> 「3. できない」
イ) 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4<起き上がり> 「3. できない」 基本調査1-3<寝返り> 「3. できない」
ウ) 床ずれ防止用具及び体位変換器	(一) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3<寝返り> 「3. できない」

福祉用具の種類	第23号告示第19号のイに該当する状態像	要介護認定調査結果
エ) 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1<意思の伝達> 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる以外または 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか 「2. できない」又は 基本調査3-8～基本調査4-15の いずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2「4. 全介助」以外
オ) 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8<立ち上がり> 「3. できない」 基本調査2-1<移乗> 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 —

(2) 車いす及び車いす付属品についての要否判断について

「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」については、主治の医師から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより判断することになります。このため、東久留米市では次のような客観的判断を設けました。

- ①認定調査の基本調査項目1-7<歩行>「2. つかまれば可」にチェックがある。
- ②主治医意見書の4. 生活機能とサービスに関する意見の「(1) 移動」に関して、車いすの使用の「□用いていない」以外にチェックがある、または何らかの日常的に車いすを必要としている記載がある。
- ③サービス担当者会議において（地域包括支援センター職員の出席もしくは照会を行ってください）、日常的に車いすの利用が必要で、車いすがあることにより頻回に外出が可能になると判断した場合。

以上①及び②に該当するかを確認し（直近の状態変化等により必要と判断される場合には、①②のデータ以外の情報を収集し、最終的にサービス担当者会議において、車いす及び車いす付属品についての貸与が必要かどうかを判断してください。

2. 軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いについて

(特殊寝台及び特殊寝台付属品・床ずれ防止用具及び体位変換器・移動用リフト等)

(1) 軽度者に対する福祉用具貸与の要件

軽度者に対する福祉用具貸与の要件は別紙1のとおり、市への確認申請手続きが必要な場合(平成19年4月例外給付判断基準)と、必要がない場合(平成18年4月例外給付判断基準)とがあります。

(2) 平成19年4月改正により、見直された例外給付についての取り扱い

(1) 対象者

- ① 疾病その他の原因により、状態像が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態像に該当する者
- ② 疾病その他の原因により、状態像が急激に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
- ③ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断される者

※具体的な状態像や疾患の事例(以下はあくまでも状態像の例であり、例外給付の確認申請に際しては、医学的な所見により、上記に該当するか否かで判断してください)

事例類型	状態像の例	福祉用具種目例
① 頻繁な状態変動	パーキンソン病で内服加療中の「ON・OFF現象」によって、頻繁に臥位からの起き上がりが困難となる。	特殊寝台
	重度の関節リュウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、昼からポータブルトイレへの移乗が全介助を要する状態となる。	移動用リフト
② 急性憎悪	末期がんにより急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難に至ると確実に見込まれる。	特殊寝台
③ 重篤化回避	重度の心疾患で、心不全発作の危険性が著しく高く、急激な体動を医学的見地より回避する必要がある。	特殊寝台
	重度の喘息発作で、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体を一定の角度に起こす必要がある。	特殊寝台
	脊髄損傷による下半身麻痺により、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれの発生リスクが高い。	床ずれ防止用具
	人工股関節の術後で、立ち座りに伴い股関節脱臼の危険性が高いため、医学的見地から股関節への負担を回避する必要があり、昼から椅子への移乗に一部介助を要する	移動用リフト

(2) 判定方法

- 1) 上記①～③のいずれかに該当する旨医師の医学的な所見を確認してください。
確認方法は、文書による確認又は電話等による口頭確認等
- 2) サービス担当者会議等を開催し、介護サービス事業者間で検討してください。
担当者会議の記録
居宅サービス計画への位置付け

(3) 確認における必要書類

- 1) 軽度者に対する福祉用具貸与にかかる確認依頼書
医師からの医学的な所見に基づき、ケアマネジャー（又は地域包括支援センター職員）が記入する。
- 2) サービス担当者会議録の写し

(4) 結果通知

提出された申請書の内容を確認し、必要・不必要のいずれかを決定し、ケアマネジャーに通知します。

軽度者に対する福祉用具貸与に関する要件

福祉用具の種類		第23号告示第19号のイに該当する状態	市への確認申請手続きが「不要」な場合の要件	市への確認申請手続きが「必要」な場合の要件
車いす及び車いす付属品 ※(一)又は(二)のいずれかに該当する者		(一) 日常的に歩行が困難な者	認定調査項目第1群7(歩行)が「できない」の場合は貸与が可能です。	認定調査項目第1群7(歩行)が「できる」又は「つかまれば可」の場合は(二)に該当するかどうかで判断してください。
		(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当する認定調査結果項目がないため、適切なケアマネジメントによりケアマネジャーの判断によりますが、具体的な要否判断は2ページ(2)を参照してください。	
特殊寝台及び特殊寝台付属品 ※(一)又は(二)のいずれかに該当する者		(一) 日常的に起き上がりが困難な者	認定調査項目第1群4(起き上がり)が「できない」場合は市への確認申請は必要ありません。	認定調査項目第1群4(起き上がり)が「できる」又は「つかまれば可」の場合は、市への確認申請手続きが必要です。
		(二) 日常的に寝返りが困難な者	認定調査項目第1群3(寝返り)が「できない」場合は市への確認申請は必要ありません。	認定調査項目第1群3(寝返り)が「できる」又は「つかまれば可」の場合は、市への確認申請手続きが必要です。
床ずれ防止用具及び体位変換器		日常的に寝返りが困難な者	認定調査項目第1群3(寝返り)が「できない」場合は市への確認申請は必要ありません。	認定調査項目第1群3(寝返り)が「できる」又は「つかまれば可」の場合は、市への確認申請手続きが必要です。
認知症老人徘徊感知器 ※(一)及び(二)の両方に該当する者		(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	認定調査項目第3群1(意思の伝達)が「できる」以外又は、認定調査項目第3群2から第3群7のいずれかに「できない」となっている 又は、認定調査項目第3群8から第4群15までのいずれかに「ない」以外がある その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。	左記(一)(二)の両方または片方に該当しない場合は、市への確認申請手続きが必要です。
		(二) 移動において全介助を必要としない者	認定調査項目第2群2(移動)が「全介助」以外の場合	
移動用リフト(つり具の部分を除く) ※(一)又は(二)又は(三)のいずれかに該当する者	立ち上がり補助いす、その他の床走行式、固定式、据置式のリフト	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	認定調査項目第1群8(立ち上がり)が「できない」場合は市への確認申請は必要ありません。	認定調査項目第1群8(立ち上がり)が「できない」以外の場合は、市への確認申請手続きが必要です。
	昇降座椅子、その他の床走行式、固定式、据置式のリフト	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	認定調査項目第2群1(移乗)が「一部介助」又は「全介助」の場合は市への確認申請は必要ありません。	認定調査項目第2群1(移乗)が「一部介助」又は「全介助」以外の場合は、市への確認申請手続きが必要です。
	玄関・浴室などの段差解消のためのリフト	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当する認定調査結果項目がないため、適切なケアマネジメントによりケアマネジャーの判断によりますが、貸与の必要性について十分に検討したうえで判断してください。	